

安全・安心の確保

(1) 住宅に係る耐震改修促進税制の創設

住宅の耐震化率を今後10年間で90%まで引き上げることが目標として、耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するため、以下の特例措置を創設する。

所得税

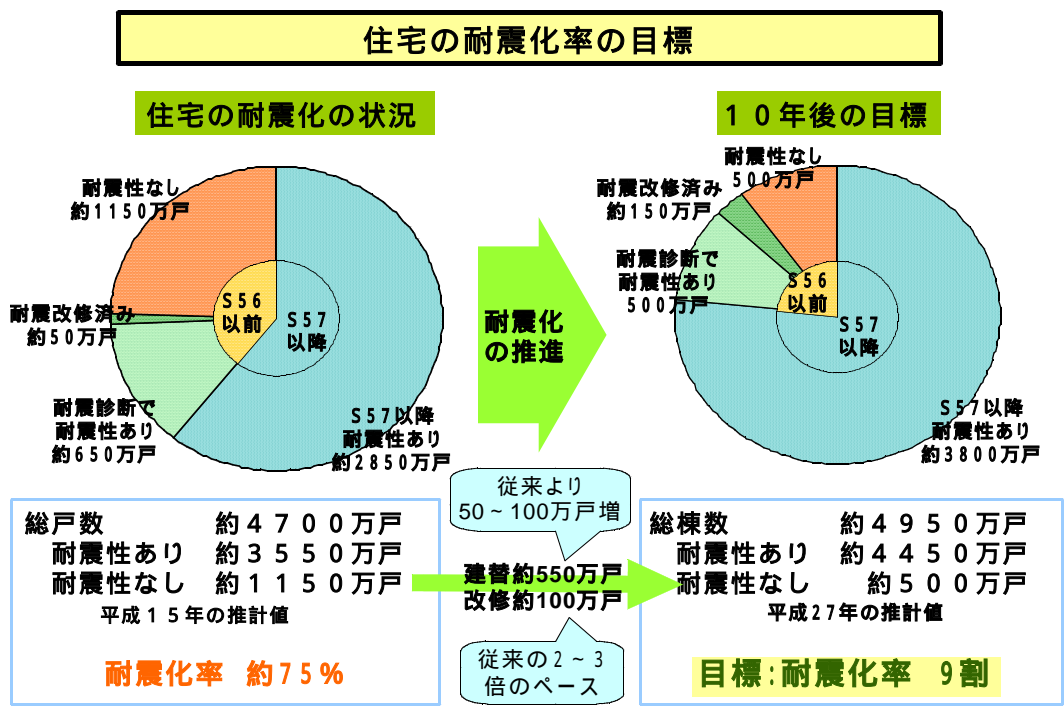
個人が、平成20年12月31日までに、一定の区域内において、旧耐震基準（昭和56年以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する。

- 住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域
- ・『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法』の地域住宅計画
 - ・『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画
 - ・住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）

固定資産税

個人が、旧耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事（工事費用：30万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の120㎡相当部分につき固定資産税額を以下のとおり減額する。

- 平成18～21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額
- 平成22～24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額
- 平成25～27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額



地域住宅計画の概要

「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」により、地方公共団体が策定する計画で以下の内容を定める。

- ・地域住宅計画の目標
- ・公的賃貸住宅等の整備に関する事業
- ・公共公益施設の整備に関する事業
- ・これら事業と一体となってその効果を増大させるための事業 等

国は地方住宅計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、地域住宅交付金を交付することが可能。(平成17年度予算：580億円)

平成17年度において82の地方公共団体で地域住宅交付金を活用して民間住宅の耐震改修事業を実施。

耐震改修促進計画の概要

先の特別国会において成立した耐震改修促進法の改正により追加。都道府県は、以下の内容の耐震改修促進計画を定める義務。

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施の目標
- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- ・建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携
- ・その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

市町村は、国の基本方針、都道府県の耐震改修促進計画を勘案して、耐震改修計画を定める努力義務。

(2) 事業用建築物に係る耐震改修促進税制の創設

建築物の耐震化率を今後10年間で90%まで引き上げることを目標として、耐震性が確保された良質な建築物ストックの形成を促進するため、以下の特例措置を創設する。

所得税・法人税

事業者が、平成20年3月31日までに、特定建築物(事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)について、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、10%の特別償却ができる措置を講ずる。

(3) 駅の耐震補強工事により取得した資産に係る特例措置の創設

駅における耐震補強の整備を促進するため、緊急に整備する駅の耐震補強工事に係る特例措置を創設する。

固定資産税：課税標準 5年間 2 / 3

駅の中央防災会議等における位置付け

公共施設の中でも、庁舎・監等、様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化について、数値目標を設定して促進を図る。

地震時に駅が果たす役割






事業の概要

主要駅（耐震補強が未実施の乗降客1日1万人以上の駅）を対象に緊急に耐震補強を実施。

〔参考〕耐震補強のイメージ（鋼板巻き補強工法）

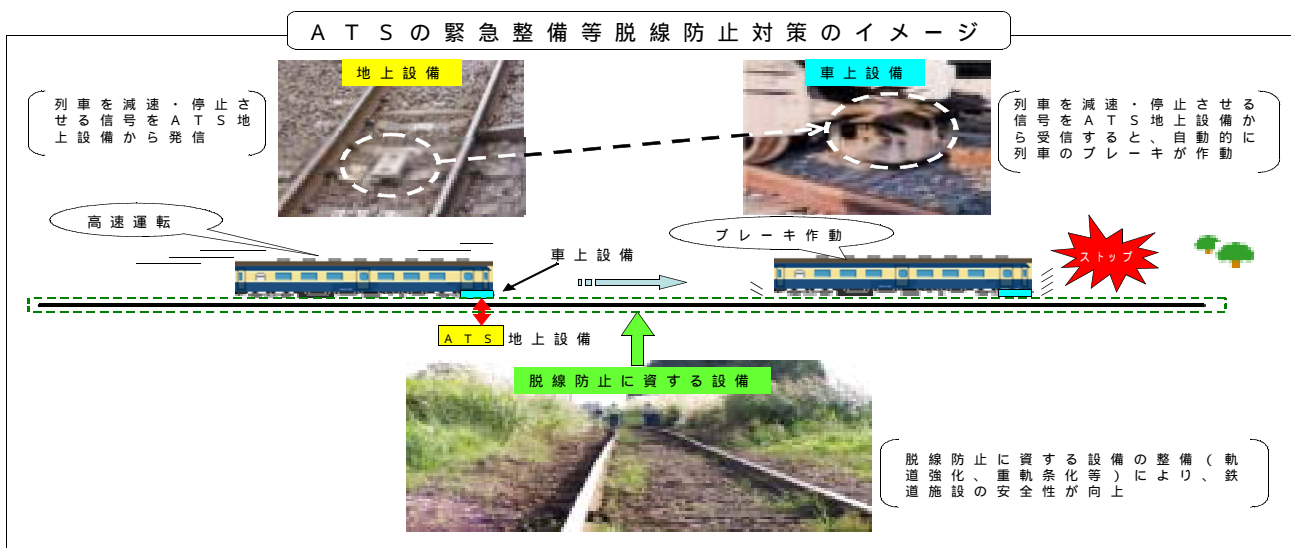


(4) 地方鉄道の近代化設備に係る特例措置の拡充

平成17年4月多数の死傷者を出したJR西日本福知山線脱線事故を踏まえ、経営基盤の脆弱な中小鉄道事業者が近代化補助金により取得したATSの緊急整備等脱線防止対策に資する鉄道施設に係る固定資産税の特例措置を拡充する。

固定資産税：課税標準 5年間 1 / 4

- ・対象事業者：中小鉄道事業者
- ・対象設備：ATS等



地 方 鉄 道 の 安 全 運 行 の 確 保